令和８年度版

香川県で狩猟をされる皆さんへ

1　守るべきルールとマナーについて

狩猟をするにあたっては、鳥獣保護管理法等の関係法令を遵守し、また安全を確保したうえで行うことが求められます。また、他者が所有する山林等に立ち入ることなどから、マナーについても特別の配慮が必要です。以下のことについて注意し、楽しい狩猟を心がけてください。

(1)　狩猟者登録証の携帯等について

出猟に際しては、必ず**狩猟者登録証を携帯**し、衣服の胸部又は帽子の見やすい場所に**狩猟者記章を着用**してください。

(2)　土地の占有者の承諾について

垣や柵などで囲まれた土地又は作物のある土地で狩猟を行う場合は、あらかじめ、その土地所有者（占有者）の承諾が必要です。また、垣や柵、作物などがない土地であっても、他人の土地で狩猟を行う場合には、土地所有者（占有者）とトラブルを起こすことのないように、細心の注意を払ってください。

(3)　捕獲した鳥獣の処理・運搬等について

捕獲した鳥獣及びその残滓（個体の全部又は一部）については、山野に放置することなく、すべてを持ち帰るか、埋設する等により適切に処理してください。

また、捕獲した個体を運搬する際は、ブルーシートやビニール袋で梱包するなどして、血液等が漏れ出さないように注意してください。人目の多い場所での運搬は細心の注意を払い、万が一漏出した場合は即座に清掃・消毒を行ってください。

(4)　薬きょうやゴミの持ち帰りについて

使用済みの空の薬きょうや、お弁当やペットボトル等のゴミは山野に放置せず、**必ず持ち帰るようにお願いします。**

(5)　希少な野鳥が飛来した場合について

狩猟期間中に、希少な野鳥が県内に飛来した場合（例えば、過去の猟期中に香川県内に飛来したコウノトリやナベヅル、マナヅル、アカツクシガモ）、狩猟が行える地域であっても狩猟の自粛をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(6)　狩猟者登録証の返納及び捕獲実績の報告について

狩猟者登録証は、**有効期間満了後 30 日以内の返納が義務付けられています。**香川県では以下までに返納をお願いしています。

網　猟　の　場　合：３月 15 日まで
わな猟・銃猟の場合：４月 30 日まで

狩猟者登録証を返納しない場合、又は虚偽の報告を行った場合などには、30 万円以下の罰金刑が科されることや、狩猟免許の停止などの行政処分を受けることがあります。

捕獲実績がある場合は、捕獲した鳥獣について、**捕獲場所、種類、数量、捕獲日、捕獲方法（わな猟のみ）を狩猟者登録証裏面の報告欄に記載**してください。

なお、捕獲場所については、**鳥獣保護区等位置図に記載されている７ケタのメッシュ番号を記載**してください。

また、わな猟の捕獲方法については、**くくりわなで捕獲した場合は備考欄の「くくり」にマル**を、**はこわなで捕獲した場合は備考欄の「はこ」にマル**をしてください。捕獲報告例は次頁を参照してください。

（捕獲報告例）

イノシシ１頭、ニホンジカ１頭、ハシブトガラス１羽・マガモ１羽を、下図の場所で捕獲した場合

【捕獲場所】イノシシ：●　ハシブトガラス：▲　マガモ：■　ニホンジカ：◆

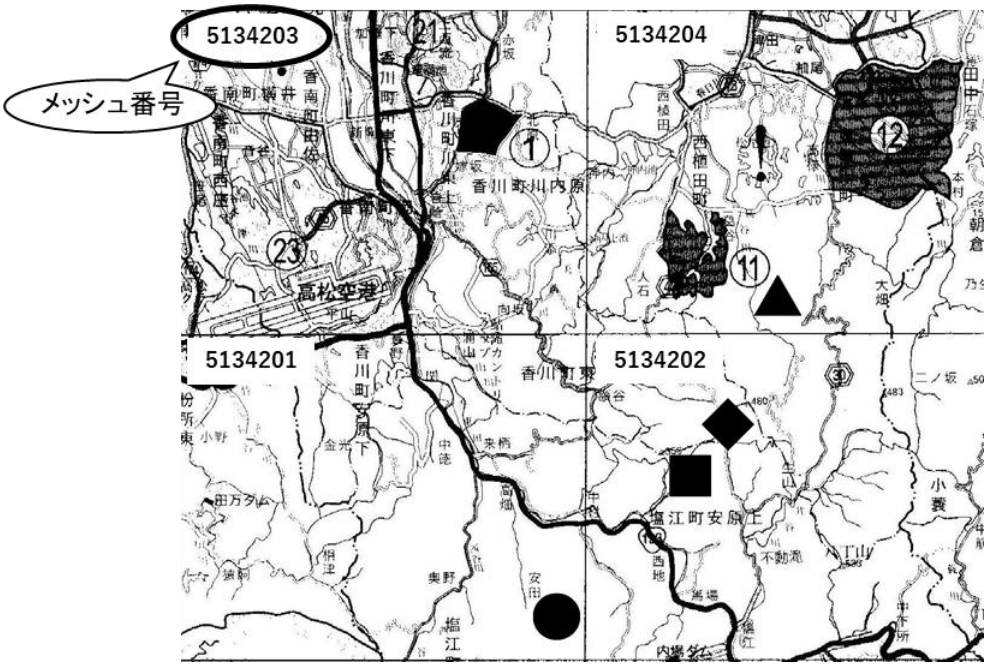

【狩猟者登録証記載例】

わな猟

報 告 事 項（　　）			
捕獲場所	鳥獣の種類	鳥獣の数量	備考（捕獲日）
5134201	イノシシ	1	くくり・はこ(12/28)
5134202	ニホンジカ（オス）	1	くくり・はこ（ 1/10）

網猟・第一種銃猟・第二種銃猟

報 告 事 項（装 薬 銃）			
捕獲場所	鳥獣の種類	鳥獣の数量	備考（捕獲日）
5134204	ハシブトガラス	1	11/28
5134202	マガモ	1	1/25

記載時の注意事項

① 鳥獣の種類について、特に、**カラスやカモを捕獲した場合は、種名まで明確に記載**してください。

（例）カラスの場合：ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラスの別

② ニホンジカについて、括弧（かっこ）書きに**オス又はメスの別を記載**してください。不明な場合は、不明と記載してください。

（例）ニホンジカ（オス）又はニホンジカ（不明）

③ 捕獲日は必ず記載してください。

④ 報告欄が足りない場合は、別の紙に報告事項を記載して、狩猟者登録証に添えて提出してください。

⑤ 装薬銃及び空気銃を使用して捕獲等した場合の報告について、装薬銃を使用して捕獲等した鳥獣は左側の報告事項の欄に、空気銃を使用して捕獲等した鳥獣は右側の報告事項の欄にそれぞれ記入してください。

⑥ **狩猟期間内であっても、有害鳥獣捕獲許可を受けて捕獲した狩猟鳥獣は記載しないでください。（許可を受けた各市町に報告してください。）**

2 狩猟鳥獣について

(1) 狩猟鳥獣の捕獲禁止について

狩猟鳥獣のうち、香川県内で捕獲が禁止されている鳥獣は次のとおりです。

県下一円で捕獲禁止：ヤマドリのメス
キジ（亜種のコウライキジを除く。）のメス
ツキノワグマ

小豆郡一円で捕獲禁止：ニホンジカ

(2) カモ類の狩猟について

毎年１月に、全国的にガンカモ科鳥類の生息調査を実施しています。

今年度は、令和９年１月 10 日前後に調査を予定していますので、カモ類の狩猟自粛をお願いします。また、これまでの調査結果から、狩猟鳥であるヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモについては、生息数が少ない状況であるため、狩猟自粛をお願いします。

3　銃猟について

(1)　銃猟の制限について

全国的に公道や住居集合地域等における銃猟等の違反が依然として多く確認されており、香川県内でも違反により狩猟免許失効となった事例があります。公共の安全の確保のため、これらの場所における狩猟に伴う銃猟等は行わないよう徹底してください。

銃猟の特定猟具使用禁止区域については、特定猟具使用禁止区域（銃）の標識、又は既存の銃猟禁止区域の標識で表示することとしています。

なお、高松市香川町の新池は、指定猟法使用禁止区域に指定して、鉛弾の使用を禁止していますのでご注意ください。

(2)　国有林野で狩猟する場合について

国有林野で狩猟する場合には、前もって香川森林管理事務所に「入林届」を提出してください。また、入林の際には、立入禁止区域を確認し、立入禁止区域内への立入りや発砲は、絶対に行わないでください。

提出先：四国森林管理局香川森林管理事務所
〒761-8064　高松市上之町 2-8-26　TEL：087-866-6622

(3)　安全管理・安全確保について

矢先の確認、獲物の確認、脱包の励行等、常に安全狩猟を心掛け、事故防止に細心の注意を払うほか、よく目立つ色の帽子や服を着用するなど、猟装にも注意してください。

(4)　猟犬について

猟犬には、所有者の住所、氏名、電話番号等を明記した首輪を必ずつけるとともに、山野に置き去りにして迷い犬とならないよう、探索や回収を徹底してください。

猟犬の飼い主には管理責任があります。猟犬が、人や飼養動物に襲いかかることのないよう十分な訓練を行ったうえで使役するようにし、猟場付近に人家や一般道路などがある場合は、引き綱をつけ、飼い主のもとから放さないようにしてください。

4　網猟・わな猟について

(1)　標識の設置について

網猟、わな猟登録者が猟具を使用する場合は、１字の大きさがタテ・ヨコ１センチメートル以上の文字で、登録年度、登録番号、登録証記載の知事名（香川県知事）、住所、氏名を記載した金属製又はプラスチック製の標識を、使用する猟具ごとに、見やすい場所につけてください。なお、緊急事態に早急に対応できるよう日中連絡が取れる電話番号の記載に極力努めてください。

（標識の例）

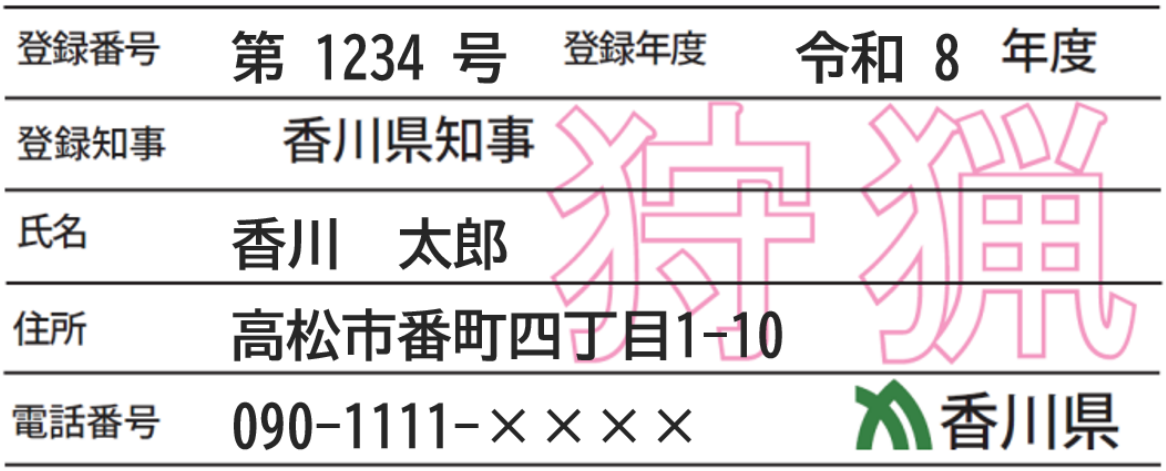

※記載例の様式は香川県のホームページからダウンロードできます。

(2)　わなの設置数等について

１人の狩猟者が同時に設置できるわなは、30 個までと決められています。自分が確実に管理できる範囲で設置するようにし、わなの設置後は捕獲の有無を頻繁（原則として毎日）に見回るなど、安全管理及び事故、錯誤捕獲防止に努めてください。また、事故防止のため、人の立入りの多い場所には、わなを設置しないでください。

(3)　危険猟法の禁止等について

爆発物、劇薬、毒薬、落とし穴、とりもち、かすみ網、とらばさみや大型獣捕獲用の吊り上げ式くくりわなを使用する猟法等、鳥獣保護管理法第 36 条、規則第 45 条に規定する猟法は、人身に対して危険を及ぼすおそれがあるため禁止されています。また、わなでの鳥類やクマの捕獲なども、法令により禁止されていますので、絶対に行わないでください。

(4)　くくりわなの規制と一部解除について

平成 19 年の法改正により、くくりわなの使用について規制が強化されています。この規制は、足くくりわな、胴くくりわな、くくりわな全般に適用されます。

ア　イノシシとニホンジカを捕獲する場合

①輪の直径が 12 センチメートル以内であること

②締付け防止金具が装着されていること

③ワイヤーの直径が４ミリメートル以上であること

④よりもどしが装着されていること

イ　イノシシとニホンジカ以外を捕獲する場合は、③、④の制限はありません。

なお、香川県内でイノシシ及びニホンジカを捕獲する場合、**足くくりわなに限定して、①の輪の直径 12 センチメートル以内の制限を令和９年３月 31 日まで解除**しています。

また、②の締付け防止金具の装着については、くくりわなのうち、バネによって持続的に締め付ける構造を有するものについては、「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具（ワイヤーストッパー)」を必ず装着するとともに、これに加え、「くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具（ワイヤーロック)」を可能な限り併用するように努めてください。

(5)　注意喚起看板設置の励行について

第三者が無意識にわなに近づき、不慮の事故が発生することを防止するため、わなの設置場所に通じる山道の入口付近等に、人の目の高さで、よく見える場所に注意喚起看板を設置するように努めてください。

(6)　わなの点検管理の徹底について

使用するわなが誤作動をしないように、作動部と部品の日常の点検に努め、特にトリガーをセットする前には十分に試作動を行ってください。

なお、くくりわなについては、ワイヤーロープ、締付け防止金具、よりもどし等の消耗品を、１頭捕獲するごとに交換するよう努めてください。

特に、ワイヤーロープについては、金属疲労又は損傷により、著しく強度が劣化することから、事故防止、安全管理の観点からも適切な使用を徹底するようにお願いします。

(7)　非猟期におけるわなの撤去等について

設置した網やわなは、猟期が終わるまでにはすべて撤去、回収してください。

大型の「囲いわな」等で撤去が困難な場合は、わなが作動しないように扉を閉めたうえで施錠するか、針金で結束するなど確実に使用できないような状況にし、安全管理を徹底してください。

(8)　狩猟における犬及び猫の取扱いについて

イノシシ捕獲用と思われるくくりわなのワイヤーにより、犬及び猫が負傷する事例が報告されています。

ノイヌ、ノネコは「飼い主がなく、常時野生の鳥獣等を捕食し、山野で生息してい

るもの」とされており狩猟鳥獣ですが、「飼い主がなく、人家近くをはいかいする」場合はノライヌ、ノラネコであり、狩猟鳥獣ではありません。

狩猟鳥獣ではないノライヌ、ノラネコがくくりわな等にかかった場合、わな設置者はその責任において速やかに救助措置をとるようにお願いします。

5　その他

(1)　令和８年度狩猟税の減免措置に係る狩猟者登録について

令和６年度税制改正の期間延長により、狩猟税の減免措置が受けられます。減免対象者である場合は、減免対象者に対応した区分の狩猟者登録を受け、減免措置を受けてください。

減免措置を受けるためには、狩猟者登録申請書に減免対象者である旨を記載するとともに、減免対象者であることを証明する書類の添付が必要です。詳しくは別紙１をご覧ください。

(2)　イノシシ・ニホンジカの捕獲規制等の緩和について

香川県では、イノシシ・ニホンジカ「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、県内全域で積極的な捕獲を実施することとしています。狩猟期間中の捕獲を推進するため、次のとおり捕獲規制の緩和を行います。

①　狩猟期間を延長し、11 月 15 日から 3 月 31 日までとします。
②　輪の直径が 12㎝を超える足くくりわなの制限を解除します。
※ただし、小豆郡一円ではニホンジカの狩猟による捕獲を禁止しています。

(3)　令和８年度イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダーについて

銃猟狩猟者ごとの出猟日時と目撃・捕獲情報を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握することで、県内のイノシシとニホンジカの生息頭数を推定し、長期的な個体群管理の資料とすることを目的に、出猟の際の目撃や捕獲等の状況について「出猟カレンダー」による調査を今年度も実施しますので、ご協力をお願いします。

必ず狩猟期間終了後に、狩猟者登録証と一緒に提出してください。

(4)　損害の賠償について

保険の適用期間が、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含んでいない申請にあっては、狩猟期間の途中で保険が適用される期間が終了した場合、狩猟者登録の要件を具備していない者となり、狩猟者登録の取消しの対象となることから、狩猟期間の全期間を含む保険に加入してください。

また、保険が適用されるわなの設置数に 30 個以下の上限数が設定されており、かつ狩猟期間中にわな猟狩猟者がその上限数を超える数のわなを設置しない場合には、狩猟者登録に係る損害賠償能力の要件を満たしていることになります。

ただし、わな猟狩猟者が、本人の加入している保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置した場合、当該わなについては、保険が適用されず狩猟者登録の要件を具備していないこととなり、狩猟者登録の取消し等の対象となりますのでご注意ください。

(5) 野生鳥獣の異常等の報告について

狩猟中に野生鳥獣の大量死等の異常を確認した際には、速やかに県にご報告ください。

また、人獣共通感染症予防のため、狩猟時には長袖、長ズボン、手袋を着用し、捕獲個体の解体後は手洗い、入浴し、血液等が付いたナイフなどは洗浄を徹底してください。鳥獣の血液や唾液、排泄物に触れることや、野生鳥獣の肉の生食は絶対に避けてください。